

薬剤師の資質向上について

医道審議会薬剤師分科会について

医道審議会

- 医道分科会
- 医師分科会
- 歯科医師分科会
- 保健師助産師看護師分科会
- 理学療法士作業療法士分科会
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
及び柔道整復師分科会

薬剤師分科会

〔薬剤師法(昭和35年法律第146号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること〕

- 死体解剖資格審査分科会

薬剤師倫理部会

〔薬剤師の行政処分に関する事項〕

薬剤師国家試験K・V部会

〔薬剤師国家試験の問題内容の妥当性の確認に関する事項〕

薬剤師国家試験事後評価部会

〔薬剤師国家試験の評価に関する事項〕

薬剤師国家試験制度改善検討部会

〔薬剤師国家試験の出題方法、内容、形式等についての制度改善方策に関する事項〕

薬剤師国家試験出題基準改定部会

〔薬剤師国家試験出題基準の改定に関する事項〕

(写)

薬食総発第0413003号
平成21年4月13日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

薬剤師の行政処分に関する考え方について

95

平成21年3月24日に開催された医道審議会薬剤師分科会において、薬剤師の行政処分に関する考え方方が提示され、今後、別添の考え方を基本として、個別の事案についての対応を審議することとされたところです。

このため、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第8条第2項に基づく行政処分の対象となり得る事案については、これまで「薬剤師に対する不利益処分に係る意見の聴取等の実施について」（平成20年3月31日薬食発第0331003号）により、対応をお願いしてきたところですが、今後は、上記の考え方を踏まえ、その事案の把握に努め、厚生労働省に報告するよう、引き続き御協力をお願いいたします。

薬剤師の行政処分に関する考え方

1. 基本的考え方

薬剤師の行政処分については、公正、公平に行われなければならないことから、処分対象となるに至った行為の事実、経緯、過ちの軽重等を正確に判断する必要がある。そのため、処分内容の決定にあたっては、司法における刑事処分の量刑や刑の執行が猶予されたか否かといった判決内容を参考にすることを基本とし、その上で、薬剤師に求められる倫理に反する行為と判断される場合は、これを考慮して厳しく判断することとする。

薬剤師に求められる職業倫理に反する行為については、基本的には、以下のように考えられる。

- (1) 薬剤師が、業務を行うに当たって当然に負うべき義務を果たしていないことに起因する行為については、国民の薬剤師に対する信用を失墜させるものであり、厳正な処分が求められる。その義務には、処方せん応需義務、処方せんに基づく適正な調剤、必要な医師等への疑義照会、薬剤交付時の情報提供、薬剤服用歴への真実の記載などといった病院・薬局における実務のほか、製造販売業における医薬品の品質管理業務や市販後の安全管理業務、医薬品製造業における製造管理業務、医薬品販売業等における管理業務など、薬剤師の職業倫理として遵守することが当然に求められている義務を含むものである。
- (2) 薬剤師が、その業務を行う機会を利用したり、薬剤師としての身分を利用して行った行為についても、同様の考え方から処分の対象となる。
- (3) また、薬剤師は、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する資格であり、国民の生命・健康を預かる立場にあることから、業務以外の場面においても、他人の生命・健康を軽んずる行為をした場合には、厳正な処分の対象となる。
- (4) さらに、薬剤師は、実際の業務を通じて、自己の利潤を不正かつ不当に追求する行為をなした場合については、厳正な処分の対象となるものである。
また、薬剤師によって不当な経済的利益を求めて不正行為が行われたときには、業務との直接の関係を有しない場合であっても、当然に処分の対象となるものである。

2. 事案別考え方

(1) 薬剤師法違反 (無資格調剤、処方せん応需義務違反など)

薬剤師が行う、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどる行為については、医療をはじめとして公衆衛生の向上及び増進など、国民の健康な生活の確保に直結する極めて重要なものであることから、薬剤師法において、薬剤師の資格・業務を定め、原則、薬剤師以外の者が調剤や医薬品の供給などを行うことを禁止し、その罰則規定は、国民の健康な生活に及ぼす危険性の大きさを考慮して量刑が規定されているところである。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するものであるが、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師自らが薬剤師法に違反する行為は、その責務を怠った犯罪であることから、重い処分とする。

(2) 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等その他の身分法違反 (無資格医業、無資格者の関係業務の共犯等)

医師や歯科医師が行う医業は、国民の健康に直結する極めて重要なものであることから、医師法、歯科医師法において、医師、歯科医師の資格・業務を定め、医師、歯科医師以外の者が医業、歯科医業を行うことを禁止し、その罰則規定は、国民保健に及ぼす危険性の大きさを考慮して量刑が規定されているところである。

また、保健師助産師看護師などの医療関係職種の身分法は、医師、歯科医師の補助者として医療に従事する者の資格・業務について規定した法律である。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するものであるが、薬剤師が医師法又は歯科医師法をはじめ他の身分法に違反する行為は、医療の担い手の一員として自らの任務を怠るものであるとともに、他の身分法を遵守せずにいた犯罪として、重い処分とする。

(3) 薬事法違反 (医薬品の無許可販売又はその共犯、医薬品の製造販売及び製造に関する管理不行届等)

薬事法は、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保に必要な措置等を講じることにより、保健衛生の向上を図ることを目的としている。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師が薬事法に違反することは、基本的倫理を遵守せず、国民の健康を危険にさらす行為であることから、重い処分とする。

(4) 麻薬及び向精神薬取締法違反、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反
(麻薬、向精神薬、覚せい剤及び大麻の不法譲渡、不法譲受、不法所持、自己施用等)

麻薬、覚せい剤等に関する犯罪に対する司法処分は、一般的には懲役刑となる場合が多く、その量刑は、不法譲渡した場合や不法所持した麻薬等の量、施用期間の長さ等を勘案して決定され、累犯者については、更に重い処分となっている。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師が、麻薬等の薬効の知識を有し、その害の大きさを十分認識しているにも関わらず、自ら違反したということに対しては、重い処分とする。

(5) 殺人及び傷害
(殺人、殺人未遂、傷害(致死)、暴行等)

本来、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師が、殺人や傷害の罪を犯した場合には厳正な処分をすべきと考えるが、個々の事案では、その様態や原因が様々であることから、それらを考慮する必要がある。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、殺人、傷害致死といった悪質な事案は当然に重い処分とし、その他の暴行、傷害等は、薬剤師としての立場や知識を利用した事案かどうか、事犯に及んだ情状などを考慮して判断する。

(6) 業務上過失致死(致傷)

ア 交通事故犯(業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通法違反等)

自動車等による業務上過失致死(傷害)等については、薬剤師に限らず不慮に犯し得る行為であり、また、薬剤師としての業務と直接の関連性はなく、その品位を損する程度も低いことから、基本的には戒告等の取り扱いとする。

ただし、救護義務を怠ったひき逃げ等の悪質な事案については、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師としての倫理が欠けていると判断される場合には、重めの処分とする。

イ 医療過誤・調剤過誤(業務上過失致死、業務上過失傷害等)

国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師は、その業務の性質に照し、危険防止の為に薬剤師として要求される最善の注意義務を尽くすべきものであり、その義務を怠った時は医療過誤又は調剤過誤となる。

司法処分においては、当然、薬剤師としての過失の度合い及び結果の大小を中心として処分が判断されることとなる。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、明らかに過失による医療過誤や調剤過誤、さらには繰り返し行われた過失など、薬剤師として通常求められる注意義務が欠けているという事案については、重めの処分とする。

なお、薬剤師が従事する施設、機関、組織等の管理・業務の体制、他の医療従事者における注意義務の程度、生涯学習に努めていたかなどの事項も考慮して、処分の程度を判断する。

(7) 猥せつ行為
(強制猥せつ、売春防止法違反、児童福祉法違反、青少年育成条例違反等)

国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師は、倫理上も相応なものが求められるものであり、猥せつ行為は、薬剤師としての社会的信用を失墜させる行為であり、また、人権を軽んじ他人の身体を軽視した行為である。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、特に、自らの業務の機会に薬剤師としての立場を利用して猥せつ行為などは、国民の信頼を裏切る悪質な行為であり、重い処分とする。

(8) 賄収賄
(収賄罪、贈賄罪等)

賄収賄は、薬剤師としての業務に直接関わる事犯ではないが、薬剤師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に薬剤師としての地位や立場を利用して事犯など悪質と認められる事案は、重めの処分とする。

(9) 詐欺・窃盗
(詐欺罪、詐欺帮助、同行使等)

詐欺・窃盗は、薬剤師としての業務に直接関わる事犯ではないが、薬剤師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に、薬剤師としての立場を利用して、虚偽の薬剤を販売・授与するなどの方法により詐欺罪に問われるような行為は、業務に関連した犯罪であり、薬剤師の社会的信用を失墜させる悪質な行為であるため、重い処分とする。

(10) 文書偽造
(処方せんの偽造(私文書偽造)、虚偽有印公文書偽造、製造販売に係る業

務管理文書偽造等)

文書偽造は、薬剤師としての業務に直接関わる事犯ではないが、薬剤師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめるから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に、処方せんの偽造により医薬品を横流した場合など、薬剤師としての立場を利用した事犯等悪質と認められる事案は、重めの処分とする。

(11) 税法違反

(所得税法違反、法人税法違反、相続税法違反等)

脱税は、薬剤師としての業務に直接関わる事犯ではないが、薬剤師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめるから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、脱税は、一般的な倫理はもとより、医療の扱い手である薬剤師としての職業倫理を欠くものと認められる。このため、処方せん調剤に基づく調剤報酬等による収入に係る脱税などの事案については、重めの処分とする。

(12) 診療報酬・調剤報酬の不正請求

(調剤報酬不正請求、保険薬剤師の取消し等)

診療報酬制度は、医療の提供の対価として受ける報酬であり、我が国の医療保険制度において重要な位置を占めており、これを適正に請求し受領することは、薬剤師に求められる職業倫理においても遵守しなければならない基本的なものである。

調剤報酬の不正請求は、非営利原則に基づいて提供されるべき医療について、薬剤師が医療の扱い手としての地位を利用し、社会保険制度を欺いて私腹を肥やす行為であることから、調剤報酬の不正請求により保険薬剤師の登録の取消処分を受けた薬剤師については、当該健康保険法等に基づく行政処分とは別に薬剤師法による行政処分を行うこととする。

行政処分の程度は、基本的には不正請求額などに応じて決定するが、当該不正は薬剤師に求められる職業倫理の基本を軽視し、国民の信頼を裏切り、国民の財産を不当に取得しようというものであるため、重い処分とする。

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長



薬食発第0331003号
平成20年3月31日

(別添)

意見の聴取等実施要領

厚生労働省医薬食品局長

薬剤師に対する不利益処分に係る意見の聴取等の実施について

標記については、医師法、歯科医師法及び保健婦助産婦看護婦法意見の聴取等手続規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第64号）により、薬剤師法に係る意見の聴取等手続が追加され、題名も、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則（平成7年厚生省令第60号）に改正したところであるが、意見の聴取及び弁明の聴取の実施に当たっては、別添「意見の聴取等実施要領」に留意の上、その円滑な実施につき御配意願いたい。

66

第一 趣旨

薬剤師法（昭和35年法律第146号）の規定により都道府県知事等が行う意見の聴取及び弁明の聴取の手続については、行政手続法（平成5年法律第88号）その他関係法令の規定によるほか、この要領の定めるところによること。

第二 事案の把握及び予定される不利益処分の通知

1 薬剤師法第8条第2項に基づく行政処分の対象となり得る事案を、新聞報道等の情報に基づき、適切なく正確に把握すること。

なお、次に掲げる事項のいずれかに該当する者が処分の対象になり得るものと考えられること。

（1）健康保険法（大正11年法律第70号）等の規定に基づき保険薬剤師の登録の取消処分を受けたこと。

（2）公判中であること。

（3）精神病の発病等が認められること。

2 処分の対象となり得る事案について、その経過の正確な把握に努め、当該事案に係る薬剤師について、薬剤師法第4条若しくは第5条に該当し、又は同法第8条第2項に規定する「薬剤師としての品位を損するような行為」があったことが確定した事実をもって確認される場合には、別紙「行政処分対象事案報告必要書類」に定める書類により報告すること。

3 薬剤師法第8条第17項（同法第8条の2第5項において準用する場合を含む。）に基づき、処分が予定される者及び処分の種類（免許取消し又は業務停止）を厚生労働大臣から都道府県知事宛てに通知するので、貴職において、当該通知に基づき、第三又は第四に定めるところにより、意見の聴取又は弁明の聴取を行うこと。

なお、薬剤師に対する免許取消等の処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取と薬剤師に対する再教育研修命令に係る弁明の聴取は、同時に行うこととして差し支えないこと。

第三 意見の聴取手続

1 主宰者については、欠格条項（薬剤師法第8条第7項において準用する行政手続法第19条第2項）に留意の上、当該都道府県の職員であって、当該意見の聴

取を主宰するにつき必要な法的知識及び経験を有し、公正な判断をすることができると認められるものの中から指名すること。

なお、不利益処分を行う立場にある課の責任者以外の職員を主宰者に指名することが望ましいと考えられること（別記様式第1号）。

2 主宰者は、意見の聴取の主宰に関する記録事務等を補助させるため、記録補助者を指名することができること（別記様式第2号）。

3 意見の聴取の期日に出頭する都道府県の職員は、不利益処分担当課に所属する職員であつて意見の聴取の期日に出頭するにつき、必要な専門的知識を有し、当該事案の内容を熟知しているものの中から選出すること。

4 その他意見の聴取の手続に関し必要な書面については、別記様式第3号から別記様式第8号までによること。

5 都道府県知事は、意見の聴取を行う上で必要となる書類を厚生労働大臣に求めることができる（薬剤師法第8条第8項）が、これは薬剤師法第8条第7項において読み替えて準用する行政手続法第18条第1項の規定により閲覧請求権を有する者から閲覧を求められた資料を都道府県知事が有していない場合等を想定したものであること。また、この求めは、閲覧を求めた者の氏名及びその者の資格、送付を求める書類の標目並びに当該書類の送付を求める理由を記載した書面により行うこと。

6 都道府県知事が厚生労働大臣に提出する意見書には、薬剤師法第8条第9項に定めるもの（主宰者が作成した意見の聴取調書及び報告書の写し）のほか、次の書類を添付すること。

（1）意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取通知書の写し（別記様式第3号）

（2）提出された証拠書類の写し又は証拠物の目録

（3）各都道府県薬剤師会会长等の意見を記載した書面

第四 弁明の聴取手続

1 弁明の聴取の手続に関し必要な書面については、別記様式第9号から別記様式第12号までによること。

2 都道府県知事等が厚生労働大臣に提出する聴取書の写し及び報告書には、次の書類を添付すること。

（1）弁明の聴取通知書の写し（別記様式第10号）

（2）提出された証拠書類の写し又は証拠物の目録

（3）各都道府県薬剤師会会长等の意見を記載した書面

行政処分対象事案報告必要書類

第1 報告書

以下の事項について記載すること。

1 該当者

- (1) 本籍 番地等は省略せず、〇〇丁目〇〇番地と記入すること
- (2) 住所 番地等は省略せず、〇〇丁目〇〇番地〇〇号と記入すること
- (3) 氏名
- (4) 生年月日
- (5) 薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日（免許証の写しを添付すること）
- (6) 略歴（事件前後については明確に記入すること）

2 事件の概要

3 事件当時の就業先（薬局等）の概要

- (1) 名称
- (2) 住所
- (3) 開設者
- (4) 管理者
- (5) 開設年月日
- (6) 従業者数（職種、常勤・非常勤）
- (7) 1日当たりの平均処方せん枚数（病院等においては、入院、外来の別）
- (6) 事件後の状況

ア 現在の施設の状況（休止、廃止、継続中、代替等を明確にするとともに、休止又は廃止した場合はその年月日を記入すること）

イ 保険薬剤師及び保険薬局の登録状況（登録年月日及び取消年月日を明確に記入すること）

4 その他

- (1) 本人及び家族の状況（年齢及び職業も記入すること）
- (2) 被害者への補償（被害者と交渉があった場合）
 - ア 交渉内容の概要（示談成立調査の写しを添付すること）
 - イ 補償年月日及び補償金額
- (3) 薬剤師会の入会及び退会の状況（事件前後について明確に記入すること）

(4) 薬事犯の場合は、麻薬管理者の免許等の有無及びその内容

5 税法違反の場合の特記事項

- (1) 追徴本税、重加算税、罰金等の納付状況（納付年月日、金額）
- (2) 関連会社が事件に関係ある場合は、会社の概要及び事件への関与の程度
- (3) 実際の所得金額のうち、調剤収入に係る所得金額
- (4) (3) の調剤収入の内訳（「社会保険調剤収入」又は「それ以外」の別及び脱税と確定された金額）

6 調剤報酬の不正請求の場合の特記事項

- (1) 不正請求額の最終決定金額及びその不正請求期間
- (2) 不正請求額の返還状況（返還年月日、金額）

第2 添付書類

- 1 起訴状及び一審から結審までの判決書の謄本
- 2 共謀者等に係る判決文の写し
- 3 当該事件に関する事件時及び判決時の新聞記事
- 4 法人の場合は、定款及び役員名簿
- 5 判決文中の「脱税計算書」の写し

注) 把握できない事項がある場合には、意見の聴取時に本人に確認する等によりその把握に努め、都道府県知事の意見書の提出時に報告すること。

別記様式第1号

○○第○○○○号 平成○○年○月○○日
指名書
下記の者を意見の聴取通知書（平成○○年○月○○日付け○○第○○○号）に 係る意見の聴取について、薬剤師法第8条第7項において準用する行政手続法（平 成5年法律第88号）第19条第1項により意見の聴取を主宰する者に指名する。 記
所 属 ○○都道府県○○部○○課
所 在 地 ○○○○○○○○
職名及び氏名 ○○ ○○
○○都道府県知事

(備考) 公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

別記様式第2号

○○第○○○号 平成○○年○月○○日
指名書
下記の者を意見の聴取通知書（平成○○年○月○○日付け○○第○○○号）に 係る意見の聴取について、記録事務等を補助する職員に指名する。
記
所属 ○○都道府県○○部○○課
所在地 ○○○○○○○○○○
官職及び氏名 ○○ ○○
主宰者官職氏名 ○○○○ <input type="text"/>

(備考) 公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

102

別記様式第3号

○○第○○○号 平成○○年○月○○日		
意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取通知書		
○○○○、殿 <input type="text"/>		
○○都道府県知事 <input type="text"/>		
あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る薬剤師法第8条第6項の規定による意見の聴取及び薬剤師法第8条の2第5項において準用する同法第8条第12項の規定による再教育研修に係る弁明の聴取を下記のとおり行いますので通知します。		
記		
1. 意見の聴取		
意見の聴取の件名	<input type="text"/>	
予定される処分の内容	<input type="text"/>	
根拠となる法令の条項	<input type="text"/>	
処分の原因となる事実	<input type="text"/>	
意見の聴取の期日	<input type="text"/>	
意見の聴取の場所	<input type="text"/>	
意見の聴取に関する事務を所掌する部署	名称 <input type="text"/>	<input type="text"/>
	所在地 <input type="text"/>	<input type="text"/>
意見の聴取の主宰者	役職 <input type="text"/>	<input type="text"/>
	氏名 <input type="text"/>	<input type="text"/>

2. 再教育研修に係る弁明の聴取

再教育研修に係る弁明の聴取の件名		
予定される再教育研修の内容		
根拠となる法令の条項		
再教育研修の原因となる事実		
再教育研修に係る弁明の聴取の日時		
再教育研修に係る弁明の聴取の場所		
再教育研修に係る弁明の聴取に関する事務を所掌する部署	名称	
	所在地	

(備考)

- 1 あなたは意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは意見の聴取が終結するまでの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めるることができます。

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

別記様式第4号

○○第○○○○号 平成○○年○月○○日		
意見の聴取期日・場所変更通知書		
○○○○ 殿		
○○都道府県知事		
平成○○年○月○○日付け○○第○○○○号において行うこととしていた意見の聴取の期日・場所を下記のとおり変更したので通知します。		
記		
意見の聴取の件名		
	変更前	変更後
意見の聴取の期日		
意見の聴取の場所		

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

別記様式第5号

○○第〇〇〇号 平成〇〇年〇月〇〇日	
意見の聴取続行・再開通知書	
〇〇〇〇 殿	
主宰者官職氏名 〇〇〇〇 	
平成〇〇年〇月〇〇日に〇〇〇〇において行った意見の聴取を下記のとおり続行・再開するので通知します。	
記	
意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	

(備考) 公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

別記様式第6号

表

○○第〇〇〇号 平成〇〇年〇月〇〇日	
意見の聴取調書	
主宰者官職氏名 〇〇〇〇 	
意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	
当事者（代理人、補佐人）の氏名及び住所	
参加人（代理人、補佐人）の氏名及び住所	
参考人の氏名及び住所	
〇〇都道府県職員の氏名及び職名	
意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者（代理人、補佐人）及び参加人（代理人、補佐人）並びに当事者（代理人）について正当な理由の有無	

裏

提出された資料の標目	
当事者（代理人、補佐人）及び参加人（代理人、補佐人）、都道府県職員及び参考人の陳述の要旨	
その他参考となるべき事項	

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

別記様式第7号

○○第○○○○号
平成〇〇年〇月〇〇日

意見の聴取報告書

○○都道府県知事 殿

主宰者官職氏名 ○○○○

意見の聴取通知書（平成〇〇年〇月〇〇日付け○○第〇〇〇号）に係る意見の聴取を終結したのでその結果を下記のとおり報告します。

記

意見の聴取の件名	
意 見	
不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張	
理 由	

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

別記様式第8号

○○第○○○○号
平成〇〇年〇月〇〇日

意見の聴取に係る意見書

厚生労働大臣 殿

○○都道府県知事

貴職通知平成〇〇年〇月〇〇日付け○○第〇〇〇号に係る意見の聴取を終結したので下記のとおり報告します。

記

意見の聴取の件名	
意 見	
理 由	

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

別記様式第9号

○○第○○○号
平成○○年○月○○日

指名書

下記の者を弁明の聴取通知書（平成○○年○月○○日付け○○第○○○号）に
係る弁明の聴取について、記録事務等を補助する職員に指名する。

記

所 属 ○○都道府県○○部○○課

所 在 地 ○○○○○○○○

職名及び氏名 ○○ ○○

○○都道府県知事

106

(備考) 公文番号は主宰者の所属する課の番号とする。

別記様式第10号

○○第○○○号
平成○○年○月○○日

弁明の聴取通知書

○○○○ 殿

○○都道府県知事

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る薬剤師法第8条第12項（同法第8条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による弁明の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

記

弁明の聴取の件名	
予定される処分の内容	
根拠となる法令の条項	
処分の原因となる事実	
弁明の聴取の日時	
弁明の聴取の場所	
弁明の聴取に関する事務を所掌する部署	名 称 所在地

(備考) あなたは弁明の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出することができます。

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

表

○○第○○○○号 平成○○年○月○○日	
弁明の聴取に係る聴取書	
○○都道府県知事	
弁明の聴取の件名	
弁明の聴取の日時	
弁明の聴取の場所	
弁明録取者の氏名及び住所	
弁明の録取の日時に出頭した 弁明者又はその代理人の氏名 及び住所	
弁明者又はその代理人の弁明 の要旨	

107

裏

提出された資料の標目	
その他参考となるべき事項	

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

○○第○○○○号
平成○○年○月○○日

弁明の聴取に係る報告書	
厚生労働大臣 殿	
○○都道府県知事	
<p>貴職通知平成○○年○月○○日付け○○第○○○○号に係る弁明の聴取を終結し たのでその結果を下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: right;">記</p>	
弁明の聴取の件名	
意 見	
当該処分の原因となる事実 に対する弁明者又はその代 理人の主張	
理 由	

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

薬食発第0331001号
平成20年3月31日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿



厚生労働省医薬食品局長

薬剤師に対する再教育研修の実施について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）により薬剤師法（昭和35年法律第146号）の一部改正が行われ、平成20年4月1日より、行政処分を受けた薬剤師に対して再教育研修（以下「再教育」という。）を実施することとされたところである。

貴職におかれましては、下記の内容を御了知の上、貴管内の薬局、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

1. 再教育の対象者

再教育の対象となるのは、戒告処分及び業務停止処分を受けたすべての者及び再免許を受けようとするすべての者であること。

2. 再教育の内容等

(1) 再教育の内容は倫理研修及び技術研修とし、研修の形態は、原則として、以下のとおりとすること。

- ① 戒告処分を受けた者 集合研修
- ② 業務停止1年未満の処分を受けた者 集合研修及び課題研修又は集合研修及び個別研修
- ③ 業務停止1年以上の処分を受けた者及び再免許を受けようとする者 集合研修及び個別研修

(2) 再教育の対象者は、集合研修を受けようとする際に、それぞれ以下の手数料を納付すること。

① 戒告処分を受けた者

(ア) 倫理の欠如によって処分を受けた者 9,950円

(イ) 知識・技能の欠如によって処分を受けた者 19,900円

② 業務停止1年未満の処分を受けた者

(ア) 倫理の欠如によって処分を受けた者 19,900円

(イ) 知識・技能の欠如によって処分を受けた者 61,000円

③ 業務停止1年以上の処分を受けた者及び再免許を受けようとする者

61,000円

3. 集合研修

(1) 研修内容

集合研修の内容は、薬剤師としての倫理の保持に関する研修（倫理研修）又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修（技術研修）であること。

(2) 研修時間

集合研修に係る再教育の対象者が受けるべき集団研修の時間は、原則として、以下のとおりとすること。

① 戒告処分を受けた者

ア 倫理の欠如によって処分を受けた者 倫理研修1日相当

イ 知識・技能の欠如によって処分を受けた者 倫理研修1日相当及び技術研修1日相当

② 業務停止1年未満の処分を受けた者

ア 倫理の欠如によって処分を受けた者 倫理研修1日相当

イ 知識・技能の欠如によって処分を受けた者 倫理研修1日相当及び技術研修1日相当

③ 業務停止1年以上の処分を受けた者及び再免許を受けようとする者 倫理研修1日相当及び技術研修1日相当

(3) 研修報告書の提出

当該対象者は、研修終了後、研修報告書を厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

4. 課題研修

(1) 研修内容

課題研修の内容は、当該研修の対象者（倫理の欠如によって業務停止1年未満の処分を受けた者）の処分の原因となった事由に関する内容について、少人数のグループ討議形式で行うものであること。

(2) 研修時間

課題研修に係る再教育の対象者（倫理の欠如によって業務停止1年未満の処分を受けた者）が受けるべき課題研修の時間は、原則として、1日相当であること。

倫理の欠如によって業務停止1年未満の処分を受けた者 1日相当

(3) 研修報告書の提出

当該対象者は、研修終了後、研修報告書を厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

5. 個別研修

(1) 研修内容

個別研修の内容は、薬剤師としての倫理の保持に関する研修（倫理研修）又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修（技術研修）であること。

(2) 研修期間

個別研修に係る再教育の対象者が受けるべき個別研修の時間は、原則として、以下のとおりとすること。

① 業務停止1年未満の処分を受けた者で知識・技能の欠如によって処分を受けた者 技術研修20日

② 業務停止1年以上の処分を受けた者及び再免許を受けようとする者 倫理研修及び技術研修計30日

なお、個別研修として、薬剤師の業務を伴う研修を行おうとする場合には、当該業務を伴う研修については、業務停止等の期間が終了した後又は再免許を受けた後に行うことになること。

(3) 個別指導者の選任

個別研修対象者が受けようとする場合には、個別指導者（個別研修対象者に対して助言、指導等を行う者であって、厚生労働大臣が指名したものという。以下同じ。）を選任する必要があること。

(4) 個別指導者の要件

厚生労働大臣は、次の要件を満たす者を個別指導者として指名すること。

① 薬剤師免許取得後5年以上経過している者であること。

② 個別研修対象者に対して助言、指導等を行うのに必要な知識・技術を有していること。具体的には、次のいずれかに該当する者であること。

ア 薬局又は医療機関において、薬剤師の指導に継続的に従事した経験を有する者

イ 大学の薬学部又は薬科大学において、学生の指導に継続的に従事した経験を有する者

ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識・技術を有する者

なお、薬剤師以外の者を含めた複数の者を個別指導者として選任することを希望する場合には、個別に厚生労働省医薬食品局総務課まで相談されたい。

(5) 個別研修計画書の作成等

個別研修対象者は、個別指導者の協力を得た上で、個別研修を開始しようとする日の30日前までに、氏名、生年月日、薬剤師名簿の登録番号・登録年月日（再免許を受けようとする者を除く。）、個別研修の内容、個別研修の実施期間、個別指導者の氏名及びその他必要な事項を記載した個別研修計画書を作成し、当該計画書の内容が適切である旨の個別指導者の署名を受けた上で、厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

なお、個別研修計画書は、当該対象者の処分事由に関連する内容を含むものでなければならないこと。また、当該計画書の内容が適切でないと認められる場合には、当該計画書の内容の変更を命じることがあり得ること。

(6) 個別研修修了報告書の作成等

個別研修対象者は、個別研修を修了したときは、氏名、生年月日、薬剤師名簿の登録番号・登録年月日（再免許を受けようとする者を除く。）、個別研修の内容、個別研修の開始・修了年月日、個別指導者の氏名及びその他必要な事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、当該対象者が個別研修を修了したものと認める旨の個別指導者の署名を受けた上で、厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

6. 再教育を修了した旨の薬剤師名簿への登録

(1) 登録の申請手続

再教育を修了した者が、再教育を修了した旨の薬剤師名簿への登録の申請を行う場合には、手数料の額に相当する収入印紙を貼付した申請書に薬剤師免許証の写しを添付した上で、厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

なお、個別研修対象者が申請を行う場合にあっては、薬剤師免許証の写しに加えて、個別研修修了の際に当該対象者に交付する個別研修修了証の写しを添付する必要があること。

(2) 留意事項

再教育の命令を受けた薬剤師であって、再教育を修了した旨の薬剤師名簿への登録を受けていない者（以下「再教育未修了薬剤師」という。）については、薬剤師法（昭和35年法律第146号）等関係法令の規定により、以下のよう

な扱いとなること。

① 再教育未修了薬剤師に係る処分に関する事項については、厚生労働大臣による公表の対象となること。

② 再教育未修了薬剤師は、薬局の管理者になれないこと。

なお、再教育を受けなかった薬剤師については、薬剤師法の規定による罰則の対象となること。

7. 再教育の対象者に対する弁明の機会の付与等

再教育の対象者については、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により弁明の機会を付与する必要があるが、再教育に係る弁明の機会の付与については、当該対象者に対する薬剤師法の規定による行政処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与と併せて行うことがあること。

同様に、都道府県知事が再教育の対象者に対して行う弁明の聴取についても、当該対象者に対する薬剤師法の規定による行政処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取と併せて行うこととして差し支えないこと。

8. 薬局開設の許可申請における再教育研修修了登録証の提示等

薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づき、薬局開設の許可を受けようとする者が薬局開設の許可を申請する場合又は同法第10条に基づき許可を受けた者が変更の届出をする場合は、行政処分を受けた薬剤師に薬局を管理させるときは、再教育研修修了登録証を提示、又はその写しを添付しなければならないこと。



薬食総発第0331001号
平成20年3月31日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕
衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

薬剤師に対する再教育研修の運用に係る具体的な留意事項について

標記については、「薬剤師に対する再教育研修の実施について」(平成20年3月31日薬食発第0331001号)により、再教育研修(以下「再教育」という。)の対象者、内容等を示しているところであるが、再教育の運用に当たっての具体的な留意事項は下記のとおりであるので、貴職におかれでは、その内容について御了知の上、貴管内の薬局、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

1. 個別指導者候補者の連絡

個別研修に係る再教育の対象者(以下「個別研修対象者」という。)は、個別指導者(個別研修対象者に対して助言、指導等を行う者であって、厚生労働大臣が指名したものをいう。以下同じ。)を選任する必要があるが、当該個別研修対象者に係る個別指導者として厚生労働大臣の指名を受けるのに適した者がいると考えられる場合には、当該個別研修対象者から、厚生労働省医薬食品局総務課に対して、個別指導者の候補となる者(以下「個別指導者候補者」という。)がいる旨を連絡することも可能であること。その際、当該個別研修対象者は、当該個別指導者候補者に対して、厚生労働省医薬食品局総務課より別途連絡があり得る旨伝達しておくこと。

2. 個別指導者指名承諾書の提出

個別指導者候補者は、自らが個別指導者となることに同意する場合には、厚生労働省医薬食品局総務課に個別指導者指名承諾書（別紙）を提出すること。

3. その他

個別研修対象者に係る個別指導者としては、例えば、当該個別研修対象者の出身大学の教授・准教授や当該対象者が所属する病院の薬剤部長、実務実習実施薬局・医療機関の指導薬剤師等が想定されること。

また、個別研修対象者の身近に個別指導者として適當な者がいない場合には、最終的には薬学教育機関や専門団体等が受け手となることも考えられるが、このような場合においても厚生労働省医薬食品局総務課が相談に応じること。

(別紙)

個別指導者指名承諾書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

私は、(被処分者の氏名)に係る個別指導者(薬剤師法施行規則(昭和36年厚生省令第5号)第7条の4第1項第4号に規定する個別指導者をいう。)の指名を受けることについて承諾いたします。

記

氏 名	印
所属・役職	
所 在 地	〒 電話番号: ()
薬剤師名簿 登録番号	

(記入要領)

1. 氏名は、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
2. 承諾者が薬剤師でない場合には、薬剤師名簿登録番号の欄は空欄にしておくこと。
3. 承諾書には、個別指導者の要件を満たすことを証する書類等を添付すること。

